

福 祉 総 室

(東地方福祉事務所)

I 福祉調整課関係業務

1 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

(1) 特別障害者手当等の給付

特別障害者手当等は、在宅の重度障害者（児）からの申請に基づき支給される。

県が設置する各地方福祉事務所における特別障害者手当等業務は平成25年4月1日から当総室に集約され、当総室において市部を除く県内全町村分の事務処理を行っている。

令和4年度の特別障害者手当申請件数は78件で、うち57件が認定となり、21件が却下となっている。また、障害児福祉手当申請件数は23件で、うち16件が認定となり、7件が却下となっている。

なお、市部については各市が所管しており、当総室が所管する特別障害者手当受給資格者数（令和5年4月1日現在）は下表のとおりである。

特別障害者手当等の受給者数(単位:人)

令和5年4月1日現在

市町村名		特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	計
東青地域	青森市				
	平内町	8	3	1	12
	今別町	4	0	0	4
	蓬田村	2	1	0	3
	外ヶ浜町	1	1	0	2
中南地域	弘前市				
	黒石市				
	平川市				
	西目屋村	2	1	0	3
	藤崎町	23	6	0	29
	大鱈町	8	4	1	13
	田舎館村	10	4	0	14
	板柳町	33	8	1	42
三八地域	八戸市				
	三戸町	11	3	0	14
	五戸町	70	9	0	79
	田子町	10	2	0	12
	南部町	14	10	0	24
	階上町	18	4	0	22
	新郷村	6	2	0	8
	おいらせ町	26	20	0	46
西北地域	五所川原市				
	つがる市				
	鶴田町	18	4	0	22
	中泊町	8	0	0	8
	鱒ヶ沢町	17	1	0	18
	深浦町	5	2	0	7

市町村名		特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	計
上北地域	十和田市				
	三沢市				
	野辺地町	5	4	0	9
	七戸町	20	6	0	26
	六戸町	8	7	0	15
	横浜町	4	0	0	4
	東北町	20	5	1	26
	六ヶ所村	7	6	0	13
下北地域	むつ市				
	大間町	4	5	0	9
	東通村	0	8	0	8
	風間浦村	1	0	0	1
	佐井村	3	0	0	3
計		366	126	4	496

【参考】

- ① 特別障害者手当（対象者・支給要件）
20歳以上であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障害者で東青地域県民局長の認定を受けた者
- ② 障害児福祉手当（対象者・支給要件）
20歳未満であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするような在宅の障害者で東青地域県民局長の認定を受けた者
- ③ 福祉手当
昭和61年の国民年金法一部改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等及び障害基礎年金のいずれも支給を受けることができない者

2 特別児童扶養手当等

(1) 特別児童扶養手当の給付

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害を有する児童を監護、養育している者からの申請に基づき支給される。

県が設置する各地方福祉事務所における特別児童扶養手当業務は平成 25 年 4 月 1 日から当総室に集約され、当総室において県内全市町村分の事務処理を行っている。令和 4 年度の特別児童扶養手当申請件数は 469 件で、うち 441 件が認定となり、11 件が却下、17 件が審査中となっている。

なお、県内の市町村別受給資格者数（令和 5 年 4 月 1 日現在）は下表のとおりである。

特別児童扶養手当受給資格者数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

単位：人

市町村名		受給資格者数	市町村名		受給資格者数
東青地域	青森市	942	上北地域	十和田市	116
	平内町	17		三沢市	81
	今別町	6		野辺地町	33
	蓬田村	10		七戸町	26
	外ヶ浜町	9		六戸町	31
中南地域	弘前市	566		横浜町	4
	黒石市	106		東北町	41
	平川市	112	六ヶ所村	23	
	西目屋村	6	下北地域	むつ市	251
	藤崎町	57		大間町	17
	大鰐町	18		東通村	26
	田舎館村	23		風間浦村	5
	板柳町	33		佐井村	2
三八地域	八戸市	583	県 計		3,794
	三戸町	17			
	五戸町	44			
	田子町	14			
	南部町	35			
	階上町	34			
	新郷村	2			
	おいらせ町	66			
西北地域	五所川原市	214			
	つがる市	125			
	鶴田町	47			
	中泊町	17			
	鱒ヶ沢町	22			
	深浦町	13			

(2) 児童扶養手当の給付

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している者等からの申請に基づき支給される。

県が設置する各地方福祉事務所における児童扶養手当業務は平成 25 年 4 月 1 日から当総室に集約され、当総室において市部を除く県内全町村分の事務処理を行っており、令和 4 年度の児童扶養手当申請件数は 208 件で、203 件が認定、却下が 1 件、取り下げが 4 件となっている。

なお、市部については各市が所管しており、当総室が所管する児童扶養手当受給資格者数（令和 5 年 4 月 1 日現在）は下表のとおりである。

児童扶養手当の受給資格者数（単位：人）

令和 5 年 4 月 1 日現在

市町村名		新法対象者	旧法対象者	計	市町村名		新法対象者	旧法対象者	計
東青地域	青森市				上北地域	十和田市			
	平内町	85	0	85		三沢市			
	今別町	29	0	29		野辺地町	143	0	143
	蓬田村	26	0	26		七戸町	149	0	149
	外ヶ浜町	44	0	44		六戸町	110	0	110
中南地域	弘前市				横浜町	38	0	38	
	黒石市				東北町	183	0	183	
	平川市				六ヶ所村	83	0	83	
	西目屋村	18	0	18	下北地域	むつ市			
	藤崎町	158	0	158		大間町	73	0	73
	大鰐町	90	0	90		東通村	80	0	80
	田舎館村	73	0	73		風間浦村	12	0	12
	板柳町	148	0	148		佐井村	10	0	10
三八地域	八戸市				県計	2,864	0	2,864	
	三戸町	90	0	90					
	五戸町	179	0	179					
	田子町	45	0	45					
	南部町	188	0	188					
	階上町	154	0	154					
	新郷村	13	0	13					
	おいらせ町	284	0	284					
西北地域	五所川原市								
	つがる市								
	鶴田町	123	0	123					
	中泊町	97	0	97					
	鱒ヶ沢町	84	0	84					
	深浦町	55	0	55					

(注) 旧法対象者：児童扶養手当の一部を改正する法律（昭和 60 年 6 月 7 日法律第 48 号）による改正前の児童扶養手当法第 6 条の規定による認定を受けている者

3 母子・父子・寡婦福祉

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉の概要

東津軽郡管内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立助長を図るため、相談事業等を実施し、個々の家庭状況に応じた支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子父子自立支援プログラム策定等事業の実施による就労支援を行っている。

(2) 相談支援等の実施状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、相談及び総合的な支援等を行っている。

令和4年度の相談件数は1,903件であり、その内訳は経済的支援等が1,679件(88.2%)、児童112件(5.9%)、生活一般106件(5.6%)となっている。生活一般のうち59.4%が就労相談であり、児童扶養手当受給者等に対して収入や生活の安定のために必要な情報提供と就労支援等を行っている。また、母子父子自立支援プログラム策定事業等による総合的かつ継続的な支援により、令和4年度におけるケースに対して接した相談延べ面接回数は2,733件となっている。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付・償還状況

令和4年度の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付件数は41件で、貸付総額は29,420,000円となっており、その内訳は、就学支度資金9件、修学資金32件となっている。

償還状況では、令和4年度現年度分の償還率97.93%、過年度分の償還率は10.27%で、全体の償還率は89.90%となっている。

[表] 令和4年度貸付金額 千円、() 内件数

資金名	就学支度	修学	計
母子	3,280(8)	21,294(27)	24,574(35)
父子	580(1)	4,266(5)	4,846(6)
寡婦	0	0	0
合計	3,860(9)	25,560(32)	29,420(41)

(4) 母子父子自立支援プログラム策定等事業の実施状況

東津軽郡管内の児童扶養手当受給者を対象として、母子父子自立支援プログラム策定等事業が実施されているが、令和4年度は3名の申し込みがあった。

この3名については、自立支援プログラム策定を作成して青森公共職業安定所（生活保護受給者等就労支援事業）に就労支援要請のうえチームにて支援を行った結果、2名が就職した。

(5) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業について

母子家庭の母又は父子家庭の父に対して主体的な能力開発を支援するもので、指定講座を終了した場合に給付金を支給することにより生活の負担の軽減を図り、資格取得等を容易にすることを目的とする青森県母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）を行っているが、令和4年度は東津軽郡管内では対象者がいなかった。

ア 母子・父子自立支援員相談実施状況

① 年度別相談実施状況（延べ件数）

（単位：件）

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度				
	母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計		
生活一般														
住 宅	2	0	2	10	0	10	5	0	5	9	0	9		
医療・健康	病気	4	0	4	8	1	9	13	1	14	10	0	10	
	障害	1	0	1	0	1	1	2	0	2	1	0	1	
	その他	0	0	0	1	0	1	3	0	3	2	0	2	
家庭紛争	夫等の暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2	
就 労	求職・転職	35	0	35	17	0	17	23	0	23	27	0	27	
	資格取得・職業訓練	26	1	27	16	2	18	35	4	39	28	3	31	
	職場の悩み	0	0	0	4	0	4	4	0	4	4	0	4	
	その他	2	0	2	6	0	6	6	0	6	1	0	1	
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
養育費	18	1	19	17	0	17	6	0	6	4	0	4		
借 金	0	0	0	1	0	1	4	0	4	1	0	1		
その他	10	0	10	25	1	26	28	0	28	14	0	14		
小 計	99	2	101	106	5	111	129	5	134	103	3	106		
児 童	養 育	保育所入所	4	0	4	1	0	1	0	0	0	1	0	1
		虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
		その他	24	1	25	13	6	19	8	1	9	6	0	6
	教 育	70	8	78	118	20	138	102	24	126	72	10	82	
	非 行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就 職	9	0	9	12	1	13	32	8	40	14	5	19	
	その他	28	1	29	2	0	2	3	1	4	2	0	2	
小 計	135	10	145	146	27	173	145	34	179	96	16	112		
経済的支援・生活保護	母子福祉資金	貸付	83	13	96	199	30	229	156	30	186	132	14	146
		償還	1,131	8	1,139	1,202	14	1,216	1,151	26	1,177	1,061	30	1,091
	寡婦福祉資金	貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
		償還	37	0	37	36	0	36	21	0	21	15	0	15
	公的年金	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	0	4	
	児童扶養手当	33	0	33	29	0	29	41	0	41	36	0	36	
	生活保護	0	0	0	2	1	3	2	0	2	4	0	4	
	税	2	0	2	4	0	4	2	0	2	3	0	3	
	その他	205	28	233	212	26	238	369	41	410	339	39	378	
	小 計	1,491	49	1,540	1,684	71	1,755	1,744	97	1,841	1,596	83	1,679	
その他	売店設置（法第25条）	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	
	たばこ販売（法第26条）	0	/	0	0	/	0	0	/	0	0	/	0	
	母子、父子世帯向公営住宅（法第27条、第31条の8）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子、父子福祉施設の利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	0	/	0	1	/	1	0	/	0	6	/	6	
小 計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6	0	6		
合 計	1,725	61	1,786	1,937	103	2,040	2,018	136	2,154	1,801	102	1,903		

② 市町村別相談実施状況（令和4年度延べ件数）

（単位：件）

			青森市他	平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	東郡計	合計
生活一般	住 宅		2	1	0	3	3	7	9
	医療・健康	病気	2	0	1	7	0	8	10
		障害	0	0	0	1	0	1	1
		その他	0	0	0	2	0	2	2
	家庭紛争	夫等の暴力	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	2	0	0	2	2
	就 労	求職・転職	2	8	0	10	7	25	27
		資格取得・職業訓練	3	23	0	3	2	28	31
		職場の悩み	1	3	0	0	0	3	4
		その他	1	0	0	0	0	0	1
	結 婚		0	0	0	0	0	0	0
	養育費		0	1	1	0	2	4	4
	借 金		0	1	0	0	0	1	1
	その他		4	3	3	3	1	10	14
小 計		15	40	7	29	15	91	106	
児 童	養 育	保育所入所	0	1	0	0	0	1	1
		虐待	0	1	0	1	0	2	2
		その他	0	2	0	3	1	6	6
	教 育		5	54	4	10	9	77	82
	非 行		0	0	0	0	0	0	0
	就 職		1	8	0	10	0	18	19
	その他		1	0	1	0	0	1	2
	小 計		7	66	5	24	10	105	112
経済的支援・生活保護	母子福祉資金	貸付	8	100	10	16	12	138	146
		償還	334	348	33	278	98	757	1,091
	寡婦福祉資金	貸付	0	0	0	2	0	2	2
		償還	12	0	3	0	0	3	15
	公的年金		0	0	0	4	0	4	4
	児童扶養手当		16	18	0	2	0	20	36
	生活保護		2	0	0	2	0	2	4
	税		0	3	0	0	0	3	3
	その他		1	175	53	61	88	377	378
	小 計		373	644	99	365	198	1,306	1,679
そ の 他	売店設置（法第25条）		0	0	0	0	0	0	0
	たばこ販売（法第26条）		0	0	0	0	0	0	0
	母子、父子世帯向公営住宅（法第27条、第31条の8）		0	0	0	0	0	0	0
	母子、父子福祉施設の利用		0	0	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）		0	0	0	6	0	6	6
	小 計		0	0	0	6	0	6	6
合 計		395	750	111	424	223	1,508	1,903	

イ 母子寡婦福祉資金年度別償還状況

① 母子福祉資金

(単位:円)

区分		年度		
		2	3	4
現年度	調定額	11,243,837	10,937,975	15,385,129
	収入済額	11,172,605	10,937,975	15,063,060
	収入未済額	71,232	0	322,069
	償還率	99.37%	100.00%	97.91%
過年度	調定額	1,936,253	1,399,300	1,139,888
	収入済額	608,185	259,412	161,000
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	1,328,068	1,139,888	978,888
	償還率	31.41%	18.54%	14.12%
合計	調定額	13,180,090	12,337,275	16,525,017
	収入済額	11,780,790	11,197,387	15,224,060
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	1,399,300	1,139,888	1,300,957
	償還率	89.38%	90.76%	92.13%
	県全体	48.04%	47.39%	47.12%

② 寡婦福祉資金

(単位:円)

区分		年度		
		2	3	4
現年度	調定額	332,340	208,860	167,700
	収入済額	332,340	208,860	167,700
	収入未済額	0	0	0
	償還率	100.00%	100.00%	100.00%
過年度	調定額	428,319	428,319	428,319
	収入済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	428,319	428,319	428,319
	償還率	0.00%	0.00%	0.00%
合計	調定額	760,659	637,179	596,019
	収入済額	332,340	208,860	167,700
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	428,319	428,319	428,319
	償還率	43.69%	32.78%	28.14%
	県全体	44.16%	43.48%	43.54%

③ 合計

(単位:円)

区分		年度		
		2	3	4
現年度	調定額	11,576,177	11,146,835	15,552,829
	収入済額	11,504,945	11,146,835	15,230,760
	収入未済額	71,232	0	322,069
	償還率	99.38%	100.00%	97.93%
	県全体	91.28%	91.97%	92.42%
過年度	調定額	2,364,572	1,827,619	1,568,207
	収入済額	608,185	259,412	161,000
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	1,756,387	1,568,207	1,407,207
	償還率	25.72%	14.19%	10.27%
	県全体	7.81%	7.61%	7.01%
合計	調定額	13,940,749	12,974,454	17,121,036
	収入済額	12,113,130	11,406,247	15,391,760
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	1,827,619	1,568,207	1,729,276
	償還率	86.89%	87.91%	89.90%
	県全体	48.11%	47.47%	47.34%

4 配偶者暴力相談支援関係

平成13年10月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されたことに伴い、平成14年4月から、婦人相談員1名が配置され、県内8か所に設置されている「配偶者暴力相談支援センター」の一機関として、配偶者からの暴力等に係る各種相談、情報提供等の支援業務を行っている。

令和4年度の相談の受付、処理状況は次のとおりである。

ア 経路別受付状況

	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
新規	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5
再来	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6

イ 相談手段別受付状況

	来所による相談			巡 回 ・ 出 張 相 談	電 話 相 談		そ の 他 手 紙 等	合 計
	来 所 指 示 等	外 国 人			夜 間 （ 17 時 以 降 ）			
実人員	2	0	0	0	4	0	0	6
相談延べ件数	2	0	0	0	44	0	0	46

ウ 年齢階層別相談者数

18歳 未満	18～ 20歳 未満	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 以上	70歳 以上	不明	合計
0	1	0	1	1	1	0	0	2	6

エ 処理状況

処 理 済 実 人 員 (年 度 中)											指 導 延 べ 件 数 (年 度 中)	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員		
婦 人 保 護 施 設 に 入 所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福 祉 事 務 所 へ 移 送	婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ 移 送	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送	施 設 へ の 移 送 機 関	そ の 他 の 関 係 機 関	助 言 ・ 指 導 の み	そ の 他		計	訪 問 調 査 延 べ 件 数	一 時 保 護
0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	46	0	0	0